

舞鶴高専における業務の 引継ぎについて

(教育研究支援センター活動の紹介)

舞鶴工業高等専門学校
教育研究支援センター
福井繁雄

概要

- ・ 舞鶴高専技術支援組織
- ・ 教育研究支援センター
- ・ 第1部門 7名(1名欠員) + 再雇用1名
- ・ 実習工場(機械工学科)、建設システム工学科
- ・ 第2部門 5名 + 再雇用2名
- ・ 電気情報工学科、電子制御工学科、情報科学センター

異動

- ・平成23年4月、他高専から舞鶴高専へ異動
- ・人事交流ではない、自己都合による異動
- ・異動以前
- ・主に電子工学科担当 20年間
- ・電算機、ネットワーク 5年間
- ・異動後
- ・主に電気情報工学科担当
- ・(もう1人は電気情報工学科の卒業生)

引継

- ・ 舞鶴高専での引継
- ・ 前任者2名
- ・ 再雇用者
- ・ そのまま担当している実験を引継
- ・ 5年生
- ・ 電波センサーの製作とアンテナの自作による電波受信実験
- ・ 半導体デバイスを使った制御実験

引継2

- 4年実験
- パラレル・スイッチング回路の実験
- パラレル・スイッチング回路の実験
- トランジスタ増幅回路の実験
- 3年実験
- 論理回路の設計と解析
- ディジタル回路の設計と解析

引継3

- 2年実験
- マルチメータの基礎、直流回路の基礎、ダイオードの静特性
- オシロスコープの基礎操作法
- アナログ回路
- 電子デバイス機器の制御PICマイコン
- 1年実験
- 電子機器の分解調査

実験

- ・ 実験機材の確保
- ・ 実験器具の取扱い
- ・ 実験消耗品の種類、購入方法

引継4

- ・ そういった前任者からの引継ぎは、異動してきた当初は学科全体の実験テーマを見直している余裕もなく、4月の異動を経てすぐに授業が始まるので、学生に最低限のこと教えてるために有効な手段である、といえる
- ・ 既存の実験実習をそのまま引き継ぐには適している

独立行政法人国立高等専門学校

機構教職員再雇用規則1

- 第4条 理事長は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。)第9条の規定に基づく高年齢者雇用確保措置として、定年により退職したものを、1年を超えない範囲内で期間を定め、再雇用することとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、定年により退職した者が次の各号に掲げる一に該当する場合は、理事長は、その者を再雇用しないことができる。
 - 一 勤務実績が著しくよくない場合
 - 二 心身の故障のため勤務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

独立行政法人国立高等専門学校

機構教職員再雇用規則

- (再雇用期間の更新)
- 第5条 前条第1項の規定により雇用する期間(本項の規定により更新された期間を含む。)は、当該機関において前条2項の規定に掲げる場合に該当することとなる者を除き、更新するものとする。
- 2 再雇用教職員は、教職員就業規則第24条第2項又は船員就業規則第25条第2項の更新を希望しないときは、期間満了日の6ヶ月前までに理事長に申し出るものとする。ただし、やむを得ない事由により6ヶ月前までに申し出ることができない場合は、14日前までに申し出なければならない。

再雇用制度の問題点

- ・定年退職者が必ずしも再雇用を選択するとは限らない
- ・元の職場で働くか
- ・週30時間勤務、週37時間45分勤務

支援センターの活動と問題点

教育研究支援センターの活動H25-1

- 公開講座「円盤型ホバークラフトをつくろう」
- 日 時:平成25年9月29日(日)14:00~16:00
場 所:舞鶴市東コミュニティセンター展示室(舞鶴市総合文化会館)
参加者:小学生 6名
- 教育研究支援センター主催の公開講座「円盤型ホバークラフトをつくろう」を開催した。この公開講座を実施するにあたり、なぜ?と不思議に感じてもらうこと、身近にある材料で作成できること、しくみが簡単で動きがあること、の3点をポイントとして、職員が試行錯誤して教材を開発した。



教育研究支援センターの活動H25-2

- 公開講座「円盤型ホバークラフトをつくろう」
- 作業時間や加工難易度をうまく調整できたためか職員のサポートもそれほど必要なく、受講生それぞれが加工やデザインに工夫を凝らし、ホバークラフトをつくりあげた。モーターの回転方向を誤ったりすることもあったが、全員のホバークラフトが机の上や床の上をスムーズに滑走することができた。
- 募集人数よりも少なかつたのが少し残念だったが、興味を持って熱心に取り組む姿がうかがえ、微力ながら地域貢献できたのではと感じた。



教育研究支援センターの活動H25-3

- 出前授業「魔法の鉛筆を作ろう」
- 日 時:平成25年11月16日(土)13:00～15:00
場 所:京都進学セミナー峰山校
参加者:小学4～6年生 10名
- 教育研究支援センター主催の出前授業を開催した。人気のある教材の一つである「魔法の鉛筆」は、音を奏でる鉛筆で、描いた線の太さや濃さによって音の高さが変わるものである。簡単な電子部品をはんだごて等で組み立て、魔法の鉛筆作りを体験してもらった。



教育研究支援センターの活動H25-4

- 出前授業「魔法の鉛筆を作ろう」
- はんだ付けを初めて行う受講生がほとんどで最初はおそるおそる作業したが、すぐに慣れてテンポよくはんだ付けしていった。鉛筆を完成させ、音が鳴るたびに受講生やセミナーの先生方から歓声があがった。完成後はそれが様々な絵や線を描き、うまく音の高さが変わるように工夫を凝らしていた。
- 身近にある鉛筆が不思議な楽器になることにより、また、自らの手で「ものつくり」をすることにより、好奇心や探究心を刺激することができたのではないか。



教育研究支援センターの活動H25-5

- 平成25年度 全国高専教育フォーラム参加、口頭発表
- 平成25年度 全国高専教育フォーラムが8月21日～23日に豊橋技術科学大学にて開催された。本フォーラムは、全国高専の教職員が一堂に会して教育や取り組みの成果発表や意見交換を行うことにより、教職員の資質の向上を目指すことを目的としている。
- 教育研究支援センターから3名参加しいずれも口頭発表を行った。
- 「舞鶴高専における校内サーバシステムの更新について」と題し、口頭発表を行った。本校は平成24年度末に更新を行い、新システムにより運用中です。新システムの構成は一般的なもので特に目新しいものはないが、他高専の方に更新の一例を紹介することができ、苦労した点なども共有することができたように思う。



教育研究支援センターの活動H25-6

- 平成25年度 全国高専教育フォーラム参加、口頭発表
- 「学生と教職員による公開講座教材の共同開発」と題し、口頭発表を行った。平成24年度に電気情報工学科において公開講座を行い、その取組みを発表した。学生と教職員が一体となって教材を開発し地域貢献できたことが報告でき、また活発に議論が交わされた。
- 「舞鶴高専におけるタブレット端末を活用した様々な取り組みについて」と題し、口頭発表を行った。Ipadを利用した取り組みについて発表した。



教育研究支援センターの活動H25-7

- ATACカンファレンス2013京都 参加(テーブルデモ発表)
- ATACカンファレンスとは障害や病気のある人の生活を支援するために、特別支援教育や福祉の現場で求められている技術(コミュニケーション技法とテクノロジー)、また周辺の課題とその解決策をわかりやすく伝える会、カンファレンスである。
- そのなかで、仙台高専の先生が発表された一部を担当した。
- 高専連携による福祉・教育支援機器に関するシーズとニーズの収集ー全国KOSEN福祉情報教育ネットワーク「研究シーズ＆ニーズ集2013」からー
- 全国KOSEN福祉情報教育ネットワークは、福祉に関する研究を行っている全国の高専の教職員の集まりである。これまでに「福祉情報教育フォーラム」、「e-AT教育機器製作セミナー」の開催、および、「研究シーズ＆ニーズ集2013」の発行を実施している。本発表では、参加者に本ネットワークの活動を紹介すると併に、収集したシーズやニーズの内容および今後の進め方などについて議論したい。

教育研究支援センターの活動H25-8

- ATACカンファレンス2013京都 参加(テーブルデモ発表)
- 高専連携による福祉・教育支援機器に関するシーズとニーズの収集—全国KOSSEN福祉情報教育ネットワーク「研究シーズ & ニーズ集2013」から—
- 京都府立舞鶴支援学校で出前授業をおこなった
- 障害者コミュニケーション機器を支援学校の先生に製作してもらった
- 16名の参加があり機器の製作はんだ付け組み立てをおこなった
- ATACカンファレンスで実際のようすと機器を展示了



支援センター処遇上の問題点

- ・年齢構成
- ・50歳代1名、40歳代4名、30歳代4名、20歳代2名、欠員1名
- ・総勢12名なので各世代まんべんなく配置するには無理がある
- ・技術長がない
- ・技術専門員がない

高専機構が定める昇格基準

(理事長裁定)

- (技術専門員)
- 第2条 技術専門員の配置は、次の各号に掲げるところに基づき、極めて高度に専門的な技術を有することが客観的に明らかな者の中から行うものとする
 - 一 職務に関する技術系の国家資格試験(大卒程度を想定した試験以上。ただし、国家公務員等の採用試験は除く。)に合格した者
 - 二 職務に関する特許取得等の独創的な技術開発を行った者
 - 三 学会賞等を受賞した者
 - 四 科学技術研究費補助金等の公募採択型の各種補助金を受けた者
 - 五 修士以上の学位を有する者
 - 六 学会等において職務に関連する論文の発表(査読付)を行った者
 - 七 その他、校長が前各号と同等以上の資格等を持つと判断した者
- 2 前項第七号に該当するものとして技術専門員に配置する場合は、あらかじめ、別紙様式1により理事長に協議を行うものとする

高専機構が定める昇格基準

(理事長裁定)2

- (技術専門職員)
- 第3条 技術専門職員の配置は、次の各号に掲げるところに基づき、高度の専門的な技術を有することが客観的に明らかな者の中から行うものとする
 - 一 前条第二号から第五号までに該当する者
 - 二 職務に関する技術系の国家資格試験(国家公務員等の採用試験は除く。)に合格した者
 - 三 技術発表会等において職務に関連する技術発表等を行った者
 - 四 学会等において職務に関連する論文発表等を行った者
 - 五 その他、校長が前各号と同等以上の資格等を持つと判断した者
 - 2 年度末年齢が33歳以下の者を技術専門職員に配置する場合は、あらかじめ、別紙様式2により理事長に協議を行うものとする

支援センター処遇上の問題点2

- ・事務からの指摘
- ・技術長を任命すると長期にわたって交代がない
- ・年齢が離れている場合はよいが接近したものが数名いた場合はどう処遇すればよいのか
- ・年功序列でよいか

支援センター処遇上の問題点3

- ・事務からの指摘
- ・技術長を任命すると長期にわたって交代がない
- ・50歳代半ば以降でどうか
- ・年齢が離れている場合はよいが接近したものが数名いた場合はどう処遇すればよいのか
- ・優劣をつけがたい場合、技術長と同格の専門員を配置することで対処する
- ・年功序列でよいか
- ・年功にこだわらない

まとめ

- ・業務の引継ぎについて
- ・今年度のセンターの活動について
- ・処遇上の問題点について

-
- ご清聴ありがとうございました

以上

研修

- ・近畿地区国立高等専門学校技術職員研修会
- ・西日本地域国立高等専門学校技術職員特別研修会
- ・京都大学技術職員研修
- ・九州沖縄地区国立高等専門学校技術職員研修会